

令和6年度おもてなし通訳案内士プラス育成事業業務委託 仕様書

- この仕様書は事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書に必要な修正を加えた上で契約を締結する。

1 委託業務名

令和6年度おもてなし通訳案内士プラス育成事業業務委託

2 委託期間

契約日から令和7年3月12日（水）まで

3 目的

県内観光における外国語対応を充実させるため、外国語対応可能なガイドを対象とした研修を実施する。研修を通じてガイドツアーの手法を学び、外国人観光客を案内するために必要な技能や知識を習得することで地域に根付いた外国語ガイドを育成する。

さらに、高いスキルを持つガイドを積極的にブランディングしていくことで、付加価値の高いガイドツアーや県内ガイドの活躍に繋げる。

4 事業主体

埼玉県（以下「県」という。）

5 委託業務の内容

（1）埼玉県おもてなし通訳案内士プラス養成研修

埼玉県で活動意欲のある外国語ガイドを募集・選定し、本事業による研修の修了者を「おもてなし通訳案内士」、その中で、ガイドとして即戦力になる修了者を「おもてなし通訳案内士プラス」として認定する。

受託者は、埼玉県の観光及びガイドに関する課題を分析し、改善に向けた研修を実施すること。併せて、一般社団法人インバウンドガイド協会が定める「ガイドスキルマップ」（参照先；<https://inbound-guide.org/training/skillmap/>）を参考に研修内容及び評価基準を設定し、参加者に対し評価基準に準拠した評価を行うこと。

研修の開催方法は、対面型を含む参加者が相互にコミュニケーションや研鑽ができるような工夫をすること。また、ガイドの実践機会を増やす等の工夫を行い、研修修了後、県内地域DMO等のガイドとして即戦力となれるような研修構成とすること。

（実地研修では、行田おもてなし観光局および秩父地域おもてなし観光公社と連携することを想定）

提案にあたっては下記項目について明記すること。

- ・応募者に対する受講生の選定方法

- ・ガイドの育成方針及び方針に基づく評価基準
- ・研修の実施概要（周知方法、実施時期、実施方法、回数、想定する講師）
- ・感染症拡大や大規模災害により想定していた事業が実施出来ない場合の代替案
- ・事業の実施スケジュール

ア 対象者：外国語ガイド

※言語は英語を必須とし、必要と考えられる言語があれば提案とする。
 ※受講生の募集は原則受託者が行い、広く周知する方法を提案すること。

イ 修了者数：全課程を修了した者20名以上

全過程を修了した者を「おもてなし通訳案内士」として認定し、その中でガイドとして即戦力となる修了者を「おもてなし通訳案内士プラス」として認定する。

（おもてなし通訳案内士プラス認定者 4名以上）

※おもてなし通訳案内士プラス認定者について、認定候補者と理由を県に報告すること。

ウ 研修内容：表1の必須事項（基礎研修および実地研修）を含めた提案内容とする。地域ガイドとして活躍できるようになるため、効果的な研修内容・実施回数等を具体的に提案すること。

※研修に必要な資料作成、出欠管理、事業参加者（受講生や地域DMO等）との調整等、研修に必要な準備は受託者が実施すること。

※ガイドが巡るルートは採択後、県および事業関係者（行田おもてなし観光局、秩父地域おもてなし観光公社等を想定）と調整の上、委託事業者が提案すること。なお、受託者は調整の際に、外国人観光客にとって魅力的なルートとなるよう助言をすることとする。

【表1】

	実施形式	実施回数	内容 ※以下を例とし、具体的な実施内容は提案事項とする	留意事項
基礎研修	オンラインもしくは対面	1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・動画研修（留意事項参照） ・座学研修（接遇や実地研修ルートの観光情報、ツアー造成手法のレクチャー等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実地研修を実施するコースに関する研修用素材を用意すること。 ・県が保有する動画素材4本（ガイドの手本動画1本＋大宮盆栽・川越・秩父のエリア別

				基礎動画3本)は、研修用動画として使用可能。(別添URL参照)
実地研修	対面	各地域 1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイド講師による模範ツアー ・在住外国人が参加する実地研修(モニターツアー) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行田、秩父エリアで実施すること。 ・行田もしくは秩父のうち、全受講生が各自希望するエリアで1回以上実践できるようにすること。 ・実地研修先への交通費は受講生負担とする。

エ アンケート：参加者に対し事業効果を計るアンケートを実施し、集計・分析すること。アンケートの内容については、県と調整の上決定すること。

オ 修了証発行：全過程を修了した者に対し、修了証を発行する。修了証の内容については、県と調整の上決定すること。

(2) その他独自提案

(1) 以外にガイドの就業機会の増加に資する独自提案がある場合は記載すること。

(3) 事業実施報告書の作成及び提出

事業完了後、遅滞なく、以下の成果物を提出すること。

- ア 事業実施報告書
- イ 修了者一覧
- ウ アンケート集計結果
- エ その他必要と認められる情報

6 成果物等に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する一切の権利は県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7 委託業務の執行体制について

- (1) 受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者を明らかにすること。
- (2) 早期に初回の打ち合わせを実施し、その後は業務の遂行状況を定期的かつ必要に応じて情報共有しながら、本業務を遂行すること。
- (3) 契約締結後速やかに、詳細な実施スケジュール等の詳細を明らかにすること。その際、県内地域DMO等との打ち合わせもスケジュールに含めること。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 事業の遂行に当たっては、県と調整を図りつつ進めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報保護法の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 謝金等を支払う際は法令に基づき源泉徴収の控除を行うこととする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定める事項のほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。